

## 静岡県耐震診断補強相談士の業務

### ◆ 静岡県耐震診断補強相談士とは

静岡県内に在住又は在勤の建築士(1級、2級、木造)、大工(経歴7年以上)で県指定の講習会を受け、相談士として登録された者。

### ◆ 静岡県耐震診断補強相談士の業務

#### ○ 「わが家の専門家診断」での無料耐震診断

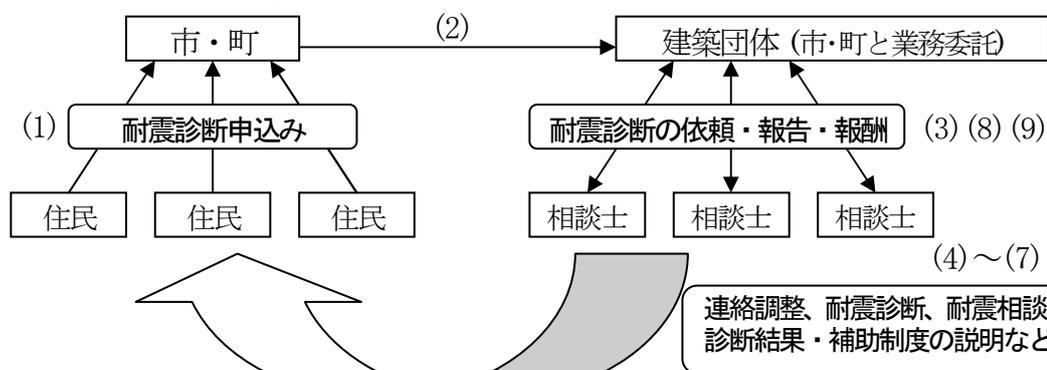
- ・市や町から委託された建築団体\*を通じて、原則として会員に調査依頼

※建築団体：湖西市	— 県建築士事務所協会
焼津市	— 焼津市木造住宅耐震補強推進協議会
上記以外の市や町	— 県建築士会

<手順>

- (1) 住民が市・町に耐震診断を申し込む
- (2) 市・町は建築団体に耐震診断を依頼する
- (3) 建築団体から相談士に耐震診断を依頼する
- (4) 相談士は耐震診断を申し込んだ方との連絡調整(1週間以内を目安に)
- (5) 現地調査、図面等確認を行い、耐震診断の実施
- (6) 診断報告書を作成し、団体担当者のチェックを受ける
- (7) 耐震診断申込者へ耐震診断報告書を提出し、耐震診断結果を説明(診断終了後1ヶ月以内)  
(耐震診断後の補助制度や耐震優遇税制の説明、耐震補強工事に関する相談、概算工事費の提示なども含む)
- (8) 耐震診断報告書を建築団体等に提出し、報告する(市・町によって提出先は異なる)
- (9) 建築団体から相談士に報酬の支払い(市・町と建築団体との契約により時期は異なる)

#### 【わが家の専門家診断フロー】



### ◆ 相談士の資格のできる業務(住民との個別の契約により実施)

#### ○ 耐震補強計画策定(相談士のいる建築士事務所に限る)

- ・耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅への耐震補強工事の計画策定
- ・当該住宅の耐震補強工事後の評点の計算

#### ○ 耐震補強工事における評点の確認(相談士のいる建築士事務所に限る)

- ・補強計画どおりに耐震補強工事が行われているかの確認
- ・補強箇所などに変更があった場合の評点の計算

※耐震補強工事自体は相談士の資格が無くても実施できるが、補強後の評点の確認には必要

### ◆ 市・町における木造住宅耐震化の推進活動への協力

地域での耐震相談・訪問相談など耐震化促進のために協力(内容は市・町によって異なる)

### ◆ 登録者名簿の公表

相談士の登録をした者は、登録者名簿に登載し、県及び市町の窓口等で公表する。